

自然災害発生時における

事業継続計画(BCP)

法人名	株式会社ケア・グループ	代表者	蜂巣 昇三
所在地	前橋市元総社町一丁目 7 番地 5	電話番号	027-219-3533

令和6年1月1日 施行

自然災害(地震・台風・洪水等)発生時における事業継続計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この事業継続計画(以下「BCP」という。)は、震災等の災害が発生した際に利用者と職員の安全を確保し、継続的に介護サービスを実施するために以下の事を目的とする。

- (1) 利用者と職員の安全を守る
- (2) 利用者に対するサービスを継続的かつ安定的に提供する
- (3) 法人理念に基づき、地域の一員として災害時の福祉拠点として積極的に役割を果たす

(基本方針)

第2条 前条の目的を達するため、BCPにおける基本方針を以下のとおり定める。

区分	内容
グループホーム (井野の家・花丘・箱田)	利用者の生命の維持及び生活の維持継続に必要な、食事・介護に関するサービスの提供を継続する。
小規模多機能あづま	当日利用者の安全確保を最優先とし、被害を把握して緊急対策を講じた段階で、在宅の独居利用者から安否確認を行う。必要に応じて事業所への宿泊あるいは避難所への避難など、安全な場所の確保に努める。 ※避難後は、グループホームの利用者と同様とする。
居宅介護支援事業所	独居利用者から優先して安否確認を行い、緊急時には他事業者と協力して、避難所への避難を誘導する。
訪問介護事業所	サービス中の災害時は、自身の身の安全も確保しながら、必要に応じて利用者を避難所へ誘導する。被災状況や必要性などから、訪問すべき優先度が高い利用者から、ケアマネや他事業者と協力して、訪問サービスの提供を継続する。
ライフライン	復旧までは、既存の設備及び備蓄品を最大限活用する。
各事業所内環境	事業所建物の被災状況の把握を行い、また、衛生環境の低下を防ぐ。

(適用範囲)

第3条 このBCPは、法人内の事業所に勤務する全職員に適用する。職員は、災害が発生した際は、BCP及び関連するマニュアルに則って行動する。

(リスクの把握)

第4条 各施設・事業所を、ハザードマップなどで確認する。

グループホーム井野の家

高崎市井野町 860-16

TEL : 027-370-5757

FAX : 027-370-5758

洪水、内水、高潮、土砂災害、津波による被害の危険性が想定されている場所ではない、もしくは現時点では災害リスクに関するデータが未整備の場所です。

周りと比べて低い土地や崖のそばなど危険を感じる場合には、地方自治体からの避難情報などを参考に必要に応じて避難してください。

この地形の自然災害リスク: 河川氾濫のリスクはほとんどないが、河川との高さが小さい場合には注意。縁辺部の斜面近くでは崖崩れに注意。地盤は良く、地震の揺れや液状化のリスクは小さいです。



避難場所

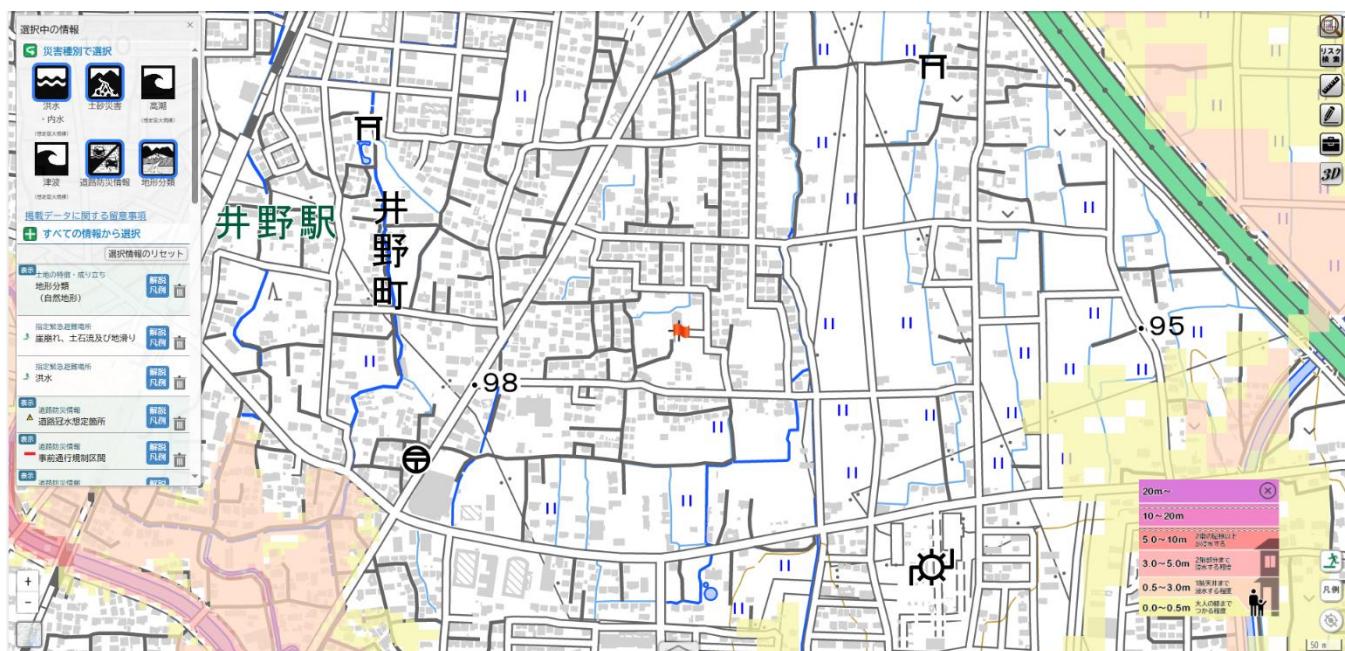
中尾中学校

群馬県高崎市中尾町 791

対応している災害の種別

洪水 崖崩れ、土石流及び地滑り 地震

大規模な火事 内水氾濫 火山現象



グループホーム花丘

高崎市南大類町 1307-6

TEL : 027-350-8211

FAX : 027-350-8212

洪水、内水、高潮、土砂災害、津波による被害の危険性が想定されている場所ではない、もしくは現時点で災害リスクに関するデータが未整備の場所です。

周りと比べて低い土地や崖のそばなど危険を感じる場合には、地方自治体からの避難情報などを参考に必要に応じて避難してください。

この地形の自然災害リスク:河川の氾濫に注意。地盤は海岸に近いほど軟弱で、地震の際にやや揺れやすいとの、液状化のリスクがあるので注意してください。

避難場所

大類中学校

群馬県高崎市南大類町 1455

対応している災害の種別

洪水 崩壊、土石流及び地滑り 地震
大規模な火事 内水氾濫 火山現象

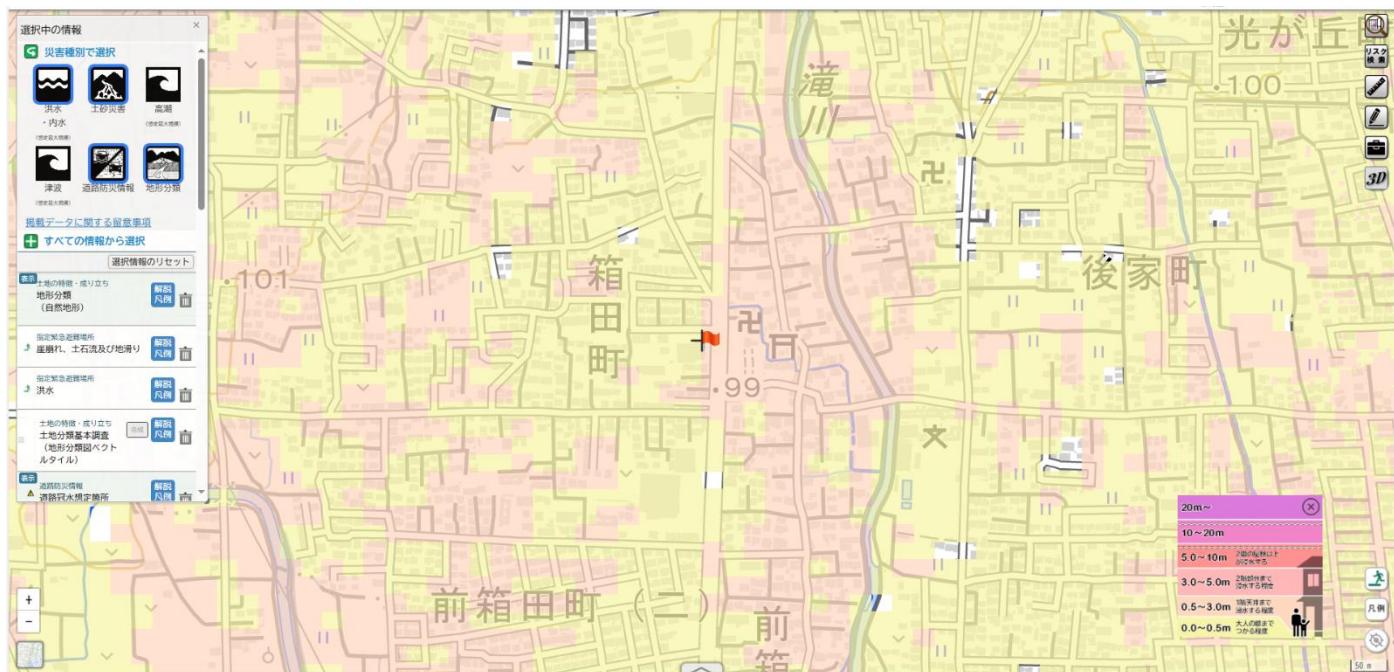


グループホーム箱田
前橋市箱田町 206-4
TEL : 027-212-6337
FAX : 027-212-6338

小規模多機能あづま
前橋市箱田町 206-1
TEL : 027-212-7171
FAX : 027-212-7172

この場所では、最悪の場合、洪水による浸水が発生してその深さが 50 センチメートルから 3 メートルになることが想定されています。これは床上浸水に相当する深さです。水害発生のおそれがある場合には、浸水が想定されない場所へ早期に避難することが必要です。浸水が解消するまで我慢でき、水や食料などの備えが十分であれば2階以上の屋内で安全を確保することも可能です。

避難場所や避難経路などについてはお住まいの地域のハザードマップをご確認ください。[この地形の自然災害リスク](#): 河川氾濫のリスクはほとんどないが、河川との高さが小さい場合には注意。縁辺部の斜面近くでは崖崩れに注意。地盤は良く、地震の揺れや液状化のリスクは小さいです。



避難場所
箱田中学校
群馬県前橋市前箱田町 396-1

対応している災害の種別
洪水 地震 大規模な火事



訪問介護事業所
居宅介護支援事業所
TEL : 027-219-3533
FAX : 027-219-3534

洪水、内水、高潮、土砂災害、津波による被害の危険性が想定されている場所ではない、もしくは現時点で災害リスクに関するデータが未整備の場所です。

周りと比べて低い土地や崖のそばなど危険を感じる場合には、地方自治体からの避難情報などを参考に必要に応じて避難してください。

この地形の自然災害リスク:河川氾濫のリスクはほとんどないが、河川との高さが小さい場合には注意。縁辺部の斜面近くでは崖崩れに注意。地盤は良く、地震の揺れや液状化のリスクは小さいです。



避難場所
元総社南小学校
群馬県前橋市元総社町 80-2

対応している災害の種別
洪水 地震 大規模な火事

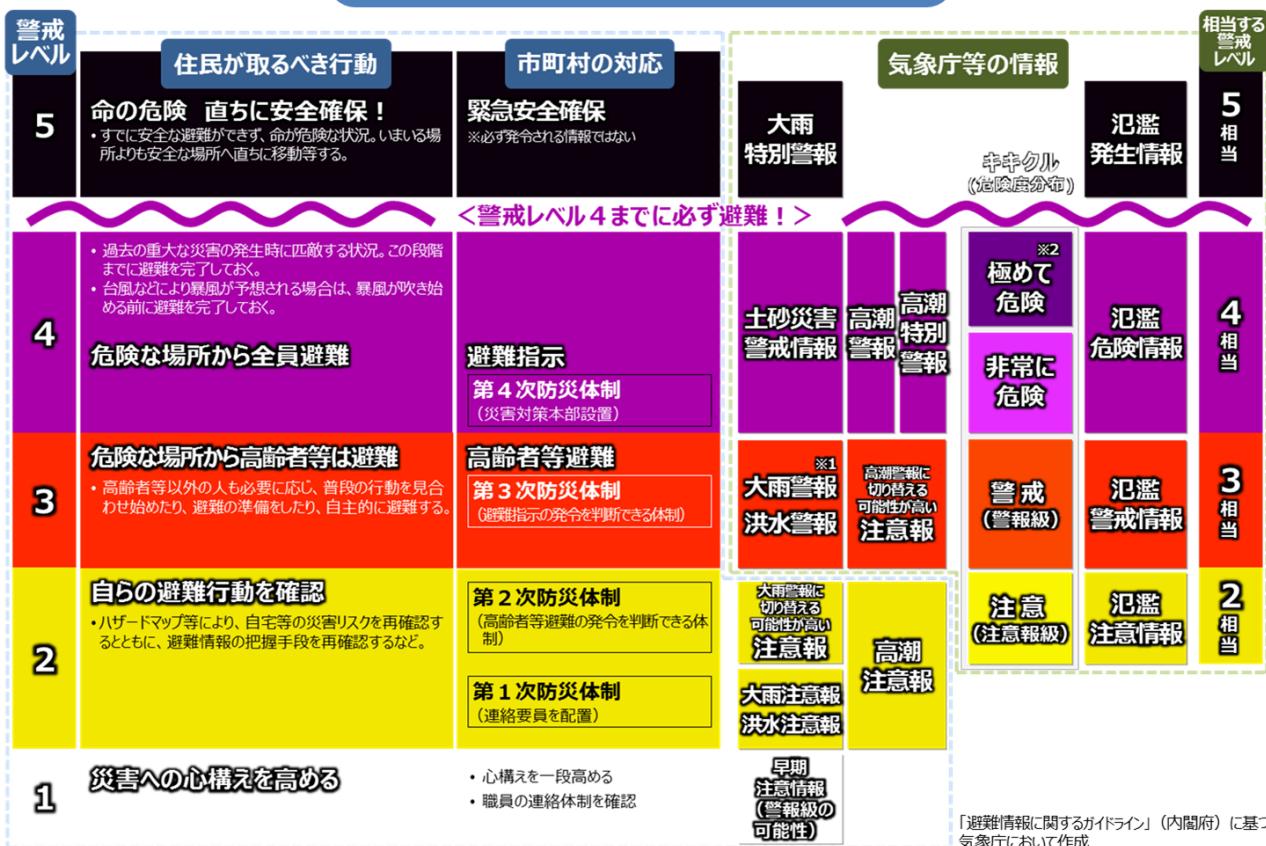
水害の場合、行政などが出す避難情報を理解し、避難のタイミングを検討しておく。

避難する時間も考慮して考える。

施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。

警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

5段階の警戒レベルと防災気象情報



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。
※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。



災害の予測又は災害発生 グラツ! ときたら?

- 机やテーブルの下に隠れる
- 壁や柱の近くに身を寄せる
- 落下物・転倒物から頭部を守る
- ドアを開けて非常口を確保
- 慌てて外に飛び出さない
- あたまを守るなど
強い揺れに備えてください

入居者等への避難指示等の伝達

なによりも大切なのは命。まず第一に身の安全を確保しましょう。



高齢者施設でも
避難訓練や
備えを怠らない
ように!

避難経路・移動手段の確認、避難

情報収集

- ラジオ・テレビ、インターネット、市町村災害対策本部、警察、消防等の施設内外から情報入手
 - ・地震の震源地
 - ・地震の規模
 - ・周辺の被害状況及び交通状況
 - ・避難指示、勧告
 - ・津波情報

入居者・職員への周知

- 入居者の安否及び負傷の程度確認
- けが人があった場合は応急処置をし病院へ搬送



施設外の避難

- 災害に応じた避難経路と避難場所を選択
- 入所者等の特性に配慮した移動手段
- 近隣施設や地域住民の協力を得た移動
- 消防や警察への応援要請による移動

避難所へ

- 入所者等の確認として点呼及びゼッケン等の着用
- 負傷者の手当・病院への搬送
- 被災に対する精神的ショック、慣れない環境での避難生活による体調不良を懸念し健康管理を強化
- 入所者の心のケアを実施

施設内の避難

入居者等への周知・家族への報告

災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝える

- 家族等への連絡・引継ぎ
- 市町村への連絡

第5条 【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	簡易自家発電			復旧	→	→	→	→	→
食料	備蓄品				行政からの支援物資				
飲料水等	備蓄品				行政からの支援物資				
ガス		卓上ガスコンロ					復旧	→	
携帯電話							復旧	→	→
メール		被災後の混乱が収まれば使用可能					復旧	→	→
オムツ等		備蓄品					配達		

災害時の自家発電機は設置されていない。

ガスボンベ使用の簡易発電機が、各事業所に1台(合計5台)ある。復旧するまでは、これで対応する。

第6条 【災害時における優先業務（災害時優先業務）】

災害時においては、利用者と職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめると共に、利用者の生活の維時に必要不可欠なサービスを継続して提供する事を優先に取り組む。また、災害発生からの時間経過とともに以下の業務等について優先的に実施する。

(1) 発生後1時間以内に行う業務など

- ① 発生直後の安全確保
- ② 安全な場所への避難誘導
- ③ 利用者と職員の安否確認
- ④ 事業所の被害状況の確認
- ⑤ 災害対策本部への被災状況報告
- ⑥ 災害対策本部の設置及び災害対策会議の実施

(2) 発生後24時間以内に行う業務

- ① 備蓄品の使用準備
- ② 今後のサービスの提供方針及び役割分担の確認
- ③ 主な優先業務の具体的実施方法等の確認
- ④ 利用者家族や関係機関、業者などへの連絡

(3) 発生後72時間以内に行う業務

- ① 救援物資の受け入れ態勢の確保
- ② 防災ネットワークへの報告と支援要請
- ③ ボランティアの受け入れ態勢の確保
- ④ 福祉避難所としての受け入れ準備
- ⑤ 復旧に向けた取り組み

第7条 【重要業務の継続】

被災時はインフラの停止、職員の不足等の理由から、業務量の増大が予想される。そのため優先業務の中から特に利用者の生命に直結する業務を重要業務とし、各業務の継続、縮小休止を記載する。また被災後、時間経過とともに職員数、業務の重要度も変化するため下記では時間経過、職員出勤率(出勤可能者の比率)、ライフラインの有無を考慮し時系列で記載する。

(1)震災・水害

サービス内容等	参集職員数		
	夜勤者のみ	夜勤者+宿直者+ α	通常の50%程度
業務基準	利用者と職員の安全確保のみ	生命と安全を確保する最低限の業務	食事・排泄を中心に行いその他は中止・縮小
食事提供	他の職員が参集するまではなし 備蓄食品の確認	できる範囲で備蓄食料を提供。定時にはこだわらない。	備蓄食料を提供。ライフラインの復旧に応じて調理
食事介助 口腔ケア	他の職員が参集するまではなし	できる範囲で介助	順次介助
入浴介助 清拭	他の職員が参集するまではなし	入浴なし 失禁など必要性のある利用者から清拭	入浴なし、清拭は適時実施
排泄	必要な利用者のみ	オムツ対応等での回数減	ほぼ通常どおり
レクリエーション	中止	中止	中止
清掃	中止	中止	必要箇所のみ実施
洗濯	中止	使い捨て出来るものを使用	見通しができるまで、使い捨て出来るものを使用
夜間体制	いる職員で対応	いる職員で対応	夜間時間の延長、変則勤務の実施

(2)長期停電

災害時の基本業務は上記震災・水害に準じて行動する。ただし、1ヶ月以上の停電が見込まれることもあるので、各施設において次のとおり発電に関する対応を行うこととする。

発電に関する優先順位	
グループホーム	① 冷蔵庫(炊飯器や湯沸かしポットも含む) ② パソコン(施設用携帯充電も含む) ③ TV 又はラジオ ④ 夜間の灯り
小規模多機能	
居宅介護支援	① ノートパソコン、携帯電話の充電 ② 複合機の提示電源入れ(FAXの保留を打ち出す)
訪問介護	③ 照明

(3) 感染症

災害時の基本業務は上記震災・水害に準じて行動する。ただし、感染症にかかり得る業務形態については下記の通り運用する。

感染発生から蔓延・収束するまでの運用	
通勤前後	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤前に、自分の体調を自覚し検温など必要な対策をとる ・公共機関を利用する場合はマスクの着用を行う ・出勤時に全身と手指の消毒をする ・自宅に帰れない職員の宿泊場所の確保(男女別等の配慮の必要あり)
業務中の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤時と退勤時の消毒、手洗い、うがいの実施 ・業務中はマスクを着用する ・1日3回の施設消毒を行う ・定期的に室内の換気を実施する[常に換気が行われている状態にする] (屋外での対応) ・職員が利用者宅へ訪問する際は、手指消毒キットを携帯し、入退室時に全身と手指の消毒をする
ケア対応	<p>(高齢者施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日2回の検温測定を実施する ・風邪症状については訪問医へ相談し、健康管理を徹底する ・体調変化を見逃さず、症状がある場合は必ず本社に報告・相談する（発熱、咳痰、発汗、食欲低下、倦怠感、呼吸、意識レベル、脈拍異常、血圧異常、排尿/排便異常、その他を見逃さず速やかに対応） ・体調異常者は、速やかに個室対応を原則とする。（室内で不可能な場合のトイレ、洗面台使用は、場所を限定し使用後は消毒を必ず行う） ・職員の体調管理の徹底、不要不急の外出の自粛、家族の健康状態にも最新の注意を怠らない ・職員の体調不良時は、管理者に連絡し指示を仰ぐ、自宅療養の場合は、検温及び心身状態を一定期間報告する（感染者がいる場合）発熱、咳痰、発汗、呼吸、意識レベル、頻脈、血圧異常はSpO₂[血中酸素飽和濃度]を測定し、症状ある期間は継続する（通い対応時） ・バイタル異常及び感冒症状等、感染の疑いがある方は帰宅していただく ・帰宅が難しい方は個室対応し、担当職員を決める ・装着可能な方はマスクを使用する。手洗いの徹底等、防御策を実施する

第8条 【安全対策】

地震動による転倒や移動または落下等の二次的被害を防ぐために、以下の対策を行う。

(1) 落下物・倒壊への対策

- ① 書棚や食器棚等のガラス製の物は割れても飛散しないように、ガラス飛散防止フィルム等で補強を行う
- ② 机、ロッカー、箪笥、冷蔵庫などの電化製品等は、金具等で固定するなど、転倒や移動の防止を図る
- ③ 照明器具や壁掛け時計等の取り付け状態を点検し、落下防止の対策を行う
- ④ 利用者が日常的に使用するスペース等には極力物を置かず、災害時の安全スペースと動線確保に努める避難経路の確認等

(2) 避難経路の確認等

- ① 施設内の避難経路や消火器の設置場所等については、いつでも誰でもが確認できる様にしておく
- ② 利用者の状況に応じた避難方法(徒歩・車椅子等)を、職員が認識できるよう周知を行う

第9条 【備蓄品の整備】

(長期停電時・長期感染対策時)の備蓄品リストに基づき備蓄品を整備する。その際、以下の点に注意する。

- ① 備蓄食糧は非常食献立表に基づき、必要食数を確保する、ただし、長期停電に伴う食料備蓄については、3日間の備蓄食料が切れる前に、災害対策本部の運用より、常温での食料確保を区役所等で調達し、各施設へ搬送していく
- ② 期限を過ぎた飲料水は可能な限り事業所で保管し、生活用水として活用する
- ③ 日常的に使用する備品については、通常使用分以外にも備蓄分を確保し、定期的に更新を行いながら管理する
- ④ 利用者個別の服薬情報や医療事項を記載した緊急カード(各施設運用のフェイスシート等)を作成し、控えを含め保管する(氏名、生年月日、血液型、服薬情報、医療行為の必要性、その他注意事項等)
- ⑤ 災害発生後、一定期間ゴミの収集が行われないと想定し、ゴミの一時保管場所等についても職員間で検討し、情報を共有する
- ⑥ 発電機等の使用方法については、訓練等に使用方法を職員全員で確認する

第10条 【訓練の実施・計画の見直し等】

災害時において、利用者と職員の安全を確保し、BCPで定めた優先業務等を効果的に遂行し、また、より具体的で実践的な内容にするためには、職員全員がBCPや災害時の優先業務等の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施出来ることが必要である。そのために、BCPの周知と訓練を繰り返し行い、その過程で明らかとなった課題や対策等については、災害対策本部で見直しを行い、職員会議を通じてBCPの継続的な改善を行う事とする。

※ 地震と地震動の違いは別紙説明がある。